

官報

号外 昭和三十三年四月十七日

○第二十八回 衆議院會議録 第三十一号

昭和三十三年四月十七日(木曜日)

議事日程 第二十四号

昭和三十三年四月十七日

午後一時開議

第一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第五 農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(渡海元三郎君外五名提出)

第六 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件
日程第一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(渡海元三郎君外五名提出)

日程第六 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(内閣提出)

航空機工業振興法案(内閣提出)

水洗炭業に関する法律案(楠橋渡君外二十六名提出)

地方鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出)

国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

午後二時八分開議

○副議長(杉山元治郎君) これより会議を開きます。

日程第一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、日程第一ないし第四とともに、内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を追加し、五案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日程第一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第二、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第三、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案、日程第四、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、右五案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員会理事林博君。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
昭和三十三年三月一日
内閣総理大臣 岸 信介

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

別表中最高裁判所長官、最高裁判所判事、東京高等裁判所長官及びその他の高等裁判所長官の項を次のように改める。

最高裁判所長官	一五〇、〇〇〇円
最高裁判所判事	一一〇、〇〇〇円
東京高等裁判所長官	一〇〇、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官	九五、〇〇〇円

昭和三十三年四月十七日 衆議院會議録第三十一号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外四案

附則
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

理由
他の特別職の職員の給与の改定にかんがみ、高等裁判所長官以上の裁判官の報酬を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

修正
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和三十三年四月一日から施行する」を「公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する」に改め、同附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官が昭和三十三年四月一日以後の分としてすでに支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

〔報告書は会議録追録に掲載〕
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右
附則中「昭和三十三年四月一日から施行する」を「公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する」に改め、同附則を附則第一項

昭和三十三年三月一日
内閣総理大臣 岸 信介

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

別表中検事総長、次長検事、東京高等検察庁検事長及びその他の検事長の項を次のように改める。

Table with 2 columns: Position (検事総長, 次長検事, 東京高等検察庁検事長, etc.) and Amount (110,000円, 60,000円, etc.)

附則
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

理由

特別職の職員の給与の改定にかんがみ、検事長以上の検察官の俸給を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

附則中「昭和三十三年四月一日から施行する」を「公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する」に改め、同附則を附則第一項

とし、同項の次に次の一項を加える。

2 検事総長、次長検事及び検事長が昭和三十三年四月一日以後の分としてすでに支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

附則
この法律は、昭和三十三年三月六日から施行する。

理由
訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の五項を加える。

13 第十一項の規定により改定された恩給及び昭和二十七年十一月一日から昭和二十八年十二月三十一日まで支給事由の生じた執行吏の恩給については、昭和三十三年七月分以降、その年額を十一万五千円を俸給年額とみなして算出した年額に改定する。

14 前項中「昭和三十三年七月分以降」とあるのは、昭和三十三年十月一日において六十五歳に満ちている者については「昭和三十三年

十月分以降」と、同日後昭和三十三年五月三十一日まで六十五歳に満ちる者については「六十五歳に満ちた日の属する月の翌月分以降」と読み替えて、同項の規定を適用するものとする。

15 前項の規定により年額を改定された恩給は、昭和三十三年六月分まで、改定年額と改定前の年額との差額の十分の五を停止する。

16 第十三項の規定(第十四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ)により恩給年額を改定する場合において、算出した恩給年額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額をもつて改定年額とする。

17 第四項の規定は、第十三項の規定による恩給年額の改定について、準用する。

附則
この法律は、昭和三十三年十月一日から施行する。

理由
一般公務員の恩給の増額に伴い、

Table with 2 columns: Location (奈良市, 奈良県添上郡柳生村, etc.) and Name (奈良市登大路町, etc.)

昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた執行吏の恩給を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

附則
この法律は、昭和三十三年三月十二日から施行する。

理由
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

別表第四表名称の欄中「栃木今市簡易裁判所」を「今市簡易裁判所」に、「今市簡易裁判所」を「出雲簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中次の表の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に改める。

Table with 2 columns: Location (奈良市, 奈良県添上郡柳生村, etc.) and Name (奈良市登大路町, etc.)

Table with 2 columns: Location (奈良市, 奈良県添上郡柳生村, etc.) and Name (奈良市登大路町, etc.)

別表第五表八王子簡易裁判所の管轄区域の欄中「八王子市」を「八王子市 町田市」に改め、同表平塚簡易裁判所の管轄区域の欄中「美

区域の欄中「豊田村」を削り、「同表越谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「泉村」を削り、同表熊谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「太田村」を削り、同表秩父簡易裁判所の管轄区域の欄中「高橋村」及び「三沢村」を削り、同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「川間村」及び「福田村」並びに同表水戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「国田村」を削り、同表栃木今市簡易裁判所の名称の欄中「栃木今市」を「今市」に、同表矢板簡易裁判所の管轄区域の欄中「玉生村」を削り、同表大宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「塩谷村」に改め、同表栃木簡易裁判所の管轄区域の欄中「国府村」を削り、同表太田簡易裁判所の管轄区域の欄中「強戸村」を削り、同表世良田村及び「休泊村」並びに同表熱海簡易裁判所の管轄区域の欄中「田方郡の内」を削り、同表三島簡易裁判所の項を次のように改める。

三島 静岡県の内
三島市 田方郡

同表浜松簡易裁判所の管轄区域の欄中「於保村」を削り、同表諏訪簡易裁判所の項を次のように改める。

諏訪 長野県の内
諏訪市 諏訪郡

同表岡谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「諏訪郡の内」を削り、同表新潟簡易裁判所の管轄区域の欄中「會野木村」、「両川村」及び「大江山村」並びに新潟簡易裁判所の管轄区域の欄中「新開村」を削り、同表直江津簡易裁判所の管轄区域の欄中「大湊村」を削り、

を「頸城村」に改め、「明治村」を削り、同表太田簡易裁判所の管轄区域の欄中「三宅村」を削り、同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「北八下村」を削り、同表古市簡易裁判所の管轄区域の欄中「志紀町」及び同表舞鶴簡易裁判所の管轄区域の欄中「加佐郡の内」を削り、同表福知山簡易裁判所の管轄区域の欄中「天田郡」を「天田郡」に改め、「加佐郡の内」を削り、同表豊岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「竹野村」を「竹野町」に改め、同表奈良簡易裁判所の管轄区域の欄中「添上郡の内」を削り、同表生簡易裁判所の項を次のように改める。

奈良県の内
添上郡
山辺郡の内
山添村

同表五条簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇智郡」を「五条市」に改め、同表近江八幡簡易裁判所の管轄区域の欄中「武佐村」を削り、同表海南簡易裁判所の管轄区域の欄中「細野村」を削り、同表本簡易裁判所の管轄区域の欄中「大島村」及び同表御坊簡易裁判所の管轄区域の欄中「切目川村」を削り、同表和簡易裁判所の管轄区域の欄中「日進村」を削り、同表春日井簡易裁判所の管轄区域の欄中「東春日井郡の内」を削り、同表瀬戸簡易

裁判所の管轄区域の欄中「瀬戸市」を削り、同表春日井郡の欄中「東春日井郡」を削り、同表半田簡易裁判所の管轄区域の欄中「小鈴谷町」を削り、同表小松簡易裁判所の管轄区域の欄中「小松市」を削り、同表加賀市の欄中「小松市」を削り、同表八尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「大長谷村」を削り、同表城端簡易裁判所の管轄区域の欄中「西野尻村」及び同表石動簡易裁判所の管轄区域の欄中「若林村」を削り、同表広島簡易裁判所の管轄区域の欄中「安芸町」を削り、同表安芸西条簡易裁判所の管轄区域の欄中「造賀村」及び「安芸郡の内」を削り、同表柳井簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇津村」を削り、同表上関町の欄中「上関町」を削り、同表鳥取簡易裁判所の管轄区域の欄中「八頭郡の内」を削り、同表八橋簡易裁判所の項を次のように改める。

鳥取県の内
東伯郡の内
東伯町 赤碕町
由良町 大栄町
西伯郡の内
中山町

同表米子簡易裁判所の管轄区域の欄中「米子市」を削り、同表境港市を削り、同表西伯郡の欄中「西伯町」を削り、同表日吉津村、淡江町、大山町、名

に、同表今市簡易裁判所の名称の欄中「今市」を「出雲」に、同表唐津簡易裁判所の管轄区域の欄中「切木村」を削り、同表肥前町の欄中「同表大瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「瀬川村」及び同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「神代村」を削り、同表福江簡易裁判所の管轄区域の欄中「久賀島村」を削り、同表尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「股栗村」を削り、同表高森簡易裁判所の管轄区域の欄中「野尻村」及び同表矢部簡易裁判所の管轄区域の欄中「名連川村」及び「中島村」を削り、同表天草簡易裁判所の管轄区域の欄中「宮地岳村」を削り、「有明村」を「有明町」に改め、同表加治太簡易裁判所の管轄区域の欄中「準人日当山町」を「準人町」に改め、同表川内簡易裁判所の管轄区域の欄中「下東郡村」を削り、同表山形簡易裁判所の管轄区域の欄中「南村山郡」を削り、同表二戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「浪打村」を削り、同表岩手簡易裁判所の管轄区域の欄中「小川村」及び同表横手簡易裁判所の管轄区域の欄中「醍醐村」を削り、同表八戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「島守村」を削り、同表和野簡易裁判所の管轄区域の欄中「六戸村」を削り、同表岩見沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「美唄市」を削り、同表三笠市の欄中「三笠町」を削り、同表釧路簡易裁判所の項を次のように改める。

同表八雲簡易裁判所の管轄区域の欄中「茅部郡の内」を削り、同表根室簡易裁判所の管轄区域の欄中「根室郡」を「根室市」に改め、同表善通寺簡易裁判所の管轄区域の欄中「仲南村」を削り、同表徳島簡易裁判所の管轄区域の欄中「一条町」を削り、同表吉野町(大字柿原を除く)を削り、同表川島簡易裁判所の管轄区域の欄中「土成町」を削り、同表吉野町(大字柿原)を削り、同表土成町(大字土成)を削り、同表須崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「久礼町」を削り、同表上ノ加江町の欄中「中土佐町」を削り、同表津川簡易裁判所の管轄区域の欄中「昭和村」を削り、同表毛簡易裁判所の管轄区域の欄中「大内町」を削り、同表宇和島簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊海村」を削り、同表高山市を「明浜町」に改める。

北海道の内
茅部郡

附則

- この法律は、昭和三十三年五月一日から施行する。
- この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

理由

最近における市町村の廢置分合等に伴い、簡易裁判所の名称及び管轄区域を変更する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十三年四月十七日 衆議院會議録第三十一号 農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律 六六六

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月九日
参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 益谷秀次殿

〔報告書は會議録追録に掲載〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右
内閣に提出する。

昭和三十三年二月二十日
内閣総理大臣 岸 信介

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「四七二人」を「四九二人」に改める。

第二条中「一万九千八百四十六人」を「一万九千八百九十人」に改める。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

理由

第一審を充実強化するため下級裁判所の裁判官の員数を増加するほか、二箇月以内の期間を定めて雇用されている者の定数の一部を裁判官以外の裁判所の職員の員数に組み入れる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する修正案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する修正

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和三十三年四月一日から施行する」を「公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する」に改める。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔林博君登壇〕

林博君 ただいま議題となりました五法律案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の二法案について一括して申し上げます。

両法律案の改正要点は次の通りであります。従来、高等裁判所長官以上の裁判官及び検事長以上の検察官の報酬、俸給は、内閣総理大臣等特別職の職員の給与に準じて定められておりました。他、一般の裁判官及び検察官の報酬、俸給並びに一般政府職員の俸給に比較して均衡を失しておりました。

従来、内閣総理大臣等特別職の職員の給与を改訂する法律案を別途提出いたしましたので、これに対応して、これら上級の裁判官及び検察官の報酬、俸給を改定しようとするものであります。

両法案は、三月一日当委員会に付託され、一括審議の上、四月十六日質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党及び日本社会党より、両案に対し、共同して修正案が提出されました。修正案の内容は、右二法案につ

き、おのおのその附則の施行期日を變更して公布の日から施行するとともに、本給与の改定を四月一日に遡及して支給しようとするものであります。

次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案の改正点は、第一に、最近における市町村の廃置分合等に伴いまして、栃木市簡易裁判所及び今市簡易裁判所の名称をそれぞれ変更し、第二に、市町村及びその他の行政区域の変更、第三に、市町村の廃置分合等に伴いまして、この法律の別表、第四表及び第五表について所要の整理を行おうとするものであります。

本案は、三月十二日当委員会に付託せられ、慎重審議の上、四月十六日質疑を終了し、討論なく、採決に付しましたところ、本案は全会一致をもって政府原案通り可決せられた次第であります。

最後に、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法法律案の改正点は、次の二点であります。第一は、最近、地方裁判所におきまして、本来合議体で扱うのが適当と思われる複雑困難な事件が、裁判官の不足等のため、やむなく一人の裁判官で扱われておられるような実情でありますので、この際第一審の充実強化の一の措置として判事補二十名の増員を行おうとするものであります。第二は、裁判所におきましては、二カ月以内の期間を定めて雇用しておる定員外の常勤職員が相当勤務しておるのであります。今回、政府におきまして、各行政機関における定員外職員を

をもつて政府原案通り可決せられた次第であります。

定員化する法律案を別途提出いたしましたので、これに対応して、定員外職員のうち四十四人を裁判所定員法による裁判所の職員の員数に組み入れようとするものであります。

本法案は、二月二十日当委員会に付託せられ、慎重審議の上、本日質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党及び日本社会党より、本案に対し共同して修正案が提出されました。修正案の内容は、附則の施行期日を変更して公布の日から施行するとともに、本改正を四月一日に遡及して適用しようとするものであります。

次に、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(杉山元治郎君) 五案を一括して採決いたします。五案中、日程第三及び第四の委員長の報告は可決、他の三案の委員長の報告は修正であり、五案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、五案は委員長報告の通り決しました。

日程第五 農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(渡海元三郎君外五名提出)
日程第六 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(内閣提出)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第五、農業又は水産に係る産業教育に從事する国立及び公立の高等学校の教員に對する産業教育手当の支給に關する法律の一部を改正する法律案、日程第六、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に關する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。文教委員長山下第二君。

農業又は水産に係る産業教育に從事する国立及び公立の高等学校の教員に對する産業教育手当の支給に關する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。
昭和三十三年四月十六日
提出者

渡海元三郎 高村 坂彦
坂田 道太 伊東 岩男
稲葉 修 山中 貞則

賛成者
簡半九夫外五十三名

農業又は水産に係る産業教育に從事する国立及び公立の高等学校の教員に對する産業教育手当の支給に關する法律の一部を改正する法律

農業又は水産に係る産業教育に從事する国立及び公立の高等学校の教員に對する産業教育手当の支給に關する法律(昭和三十三年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。

題名中「又は水産」を、「水産、工業又は船舶」に、「教員」を「教員及び実習助手」に改める。

第一条中「又は水産」を、「水産、工業(電波を含む)又は船舶」に、「規定に基き」を「規定の趣旨に基き」に、「教員」を「教員及び実習助手」に改める。

第三条の見出し中「教員」を「教員及び実習助手」に改め、同条第一項中「又は水産に關する課程を置く」を「水産、工業、電波又は船舶に關する課程を置く」に、「又は水産若しくは水産実習」を、「水産若しくは水産実習、工業若しくは工業実習又は船舶若しくは船舶実習」に、「又は水産実習」を、「水産実習、工業、工業実習、船舶又は船舶実習」に、「当該農業又は水産に關する課程」を「当該農業、水産、工業若しくは電波又は船舶に關する課程」に、「又は水産に關する科目」を、「水産、工業、電波又は船舶に關する科目」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する国立の高等学校の実習助手であつて政令で定める者が、当該高等学校の農業、水産、工業、電波又は船舶に關する課程において、実習を伴う農業、水産、工業、電波又は船舶に關する科目について教諭の職務を助ける場合には、その者に對し、前項の規定の例により、産業教育手当を支給する。

第四条の見出し及び同条中「教員」を「教員及び実習助手」に改める。
附則
この法律は、公布の日から起算して、昭和三十三年四月一日から適用する。

理由

国立又は公立の高等学校の教員に對する産業教育手当の支給対象に工業(電波を含む)又は船舶に係る産業教育に從事する教員を加え、また、新たに農業、水産、工業(電波を含む)又は船舶に係る産業教育に從事する実習助手にも産業教育手当を支給するに必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約二百七十二万円の見込である。

「報告書は会議録追録に掲載」

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に關する法律案

右
昭和三十三年三月一日
内閣總理大臣 岸 信介

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に關する法律

(一) 法律の目的

第一条 この法律は、公立の義務教育諸学校に關し、学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、学級編制及び教職員定数の標準に關して必要な事項を定め、もつて義務教育水準の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校又は盲学校若しくは聾学校の小学部若しくは中学部をいう。

2 この法律において「教職員」とは、校長(盲学校又は聾学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する盲学校又は聾学校の校長とする)、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者に限る)、寮母及び事務職員(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう)をいう。

3 各都道府県ごとの、公立の小学校又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に應じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該

義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	五十人
	二又は三の学年の児童で編制する学級 四又は五の学年の児童で編制する学級 すべての学年の児童で編制する学級	三十五人 三十人 二十人
中学校	同学年の生徒で編制する学級	五十人
	すべての学年の生徒で編制する学級	三十五人 三十人 十五人

各都道府県ごとの、公立の盲学校又は聾学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、十人を標準として、都道府県の教育委員会が定める。

第四条 都道府県の教育委員会は、前条第二項又は第三項の規定により公立の義務教育諸学校の一学級の児童又は生徒の数の基準を定めるに當り、当該義務教育諸学校の学級編制の区分に應ずる同条第二項の表の下欄に掲げる数又は同条第三項に規定する数に五人を加えた数(同条第二項ただし書

の規定により別に政令で定める数を標準とする場合にあつては、政令で定める数)をこえる数によりとするときは、毎学年、当該基準について、あらかじめ文部大臣の意見をきかなければならない。

第五条 公立の義務教育諸学校の学級編制は、第三条第二項若しくは第三項又は前条の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う。

第六条 市町村の教育委員会は、毎学年、当該市町村の設置する義務教育諸学校に係る前条の学級編制について、あらかじめ都道府県の教育委員会の認可を受けなければならない。認可を受けた学級編制の変更についても、また同様とする。

第七条 各都道府県ごとの、公立の小学校に置くべき教職員の総数(以下「小学校教職員定数」といふ。)は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数を標準とする。

学 校 規 模	乗 ず る 数
六学級から十七学級までの学校	二
十八学級から三十学級までの学校	四
三十一学級から四十二学級までの学校	五
四十三学級から五十四学級までの学校	六
五十五学級以上の学校	七

一 学級総数に一を乗じて得た数
二 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数

三 五学級以下の学校の総数に政令で定める数を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)
四 児童総数に千五百分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)

第八条 各都道府県ごとの、公立の中学校に置くべき教職員の総数(以下「中学校教職員定数」といふ。)は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数を標準とする。

一 学級総数に三分の四を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)
二 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数

学 校 規 模	乗 ず る 数
二学級以下の学校	一
三学級から八学級までの学校	二
九学級から二十学級までの学校	三
二十一学級以上の学校	四

三 生徒総数に二千分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)

第九条 各都道府県ごとの、公立の盲学校及び聾学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数(以下「盲学校聾学校教職員定数」といふ。)は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数を標準とする。

一 学校総数に二を乗じて得た数
二 小学部又は中学部ごとの学級総数に、小学部にあつては一を、中学部にあつては三分の四を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)

部 別	部 規 模	乗 ず る 数
小学部	三学級から五学級までの部	一
	六学級から十七学級までの部	二
中学部	二学級以下の部	一
	三学級から二十学級までの部	二
寄宿舍に寄宿する児童及び生徒の総数に七分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)	二十一年級以上の部	三
	二十一年級以下の部	二

三 次の表の上欄に掲げる小学部又は中学部ごとに、同表の中欄に掲げる部の規模ごとの部の数に当該部の規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数

第十条 前三条の規定による小学校教職員定数、中学校教職員定数及び盲学校聾学校教職員定数(以下「教職員定数」と総称する。)には、次の各号に掲げる者に係るものを含まないものとする。

一 休職者
二 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律(昭和

三十二年法律第二百二十五号)第四条の規定により臨時的に任用される者
(文部大臣の勅令)
第十一条 文部大臣は、公立の義務教育諸学校に置かれていたる教職員の総数が教職員定数を著しく下る都道府県があるときは、あらかじめ自治庁長官に通知して、当該都道府県に対し、教職員の増員につ

いて必要な勧告をすることができ
る。
(政令への委任)
第十二条 この法律に特別の定があるもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
(学級編制の標準に関する経過措置)

2 この法律の施行の際、現に公立の小学校又は中学校の学級編制の認可に当り一学級の児童又は生徒の数について第三条第二項の表の下欄に掲げる数(同項ただし書の規定により別に政令で定める数を標準とする場合にあつては、その数)をこえる数を基準として、その都道府県に係る一学級の児童又は生徒の数の標準については、当分の間、同項の規定にかかわらず、児童又は生徒の数の減少及び学校施設の整備の状況を考慮して政令で定めるところにより、暫定的にその標準となるべき数を定めるものとする。この場合における第四条の規定の適用についての必要な措置は、政令で定める。
(教職員定数の標準に関する経過措置)
3 この法律の施行の際、現に公立の小学校又は中学校に置かれていたる教職員の総数(第十条各号に掲げる者に係るものを除く。以下「現員」といふ。)が第七条若しくは

第八条又は次項の規定により算定した数(以下「定数」という。)に満たない都道府県の小学校教職員定数又は中学校教職員定数については、引き続き現員が定数に満たない間に限り、第七条及び第八条並びに次項の規定にかかわらず、定数に対する現員の充足の程度及び学級数の増加の状況を考慮して政令で定めるところにより、暫定的にその標準となるべき数を定めるものとする。

(小学校教職員定数の標準に関する特例)

4 公立の小学校の同学年の児童で編制する学級のうちに、一学級の児童の数が五十五人をこえるものがある場合においては、当分の間、当該都道府県の小学校教職員定数は、第七条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した数に政令で定める数を加えた数を標準とするものとする。

理由

公立の義務教育諸学校に関し、学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて義務教育水準の維持向上に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案に対する修正案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案に対する修正

公立義務教育諸学校の学級編制及

び教職員定数の標準に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第二項中「場合にあつては、その数」の下に「以下同じ。」を加える。

附則に次の一項を加える。
(現員が定数をこえる場合の経過措置)

5 この法律の施行の際、現員が定数をこえ、かつ、現に公立の小学校又は中学校の学級編制の認可に当り一学級の児童又は生徒の数について第三条第二項の表の下欄に掲げる数をこえる数を基準として、同項の標準を定める場合には、附則第二項の標準にかかわらず、当該現員が定数をこえる範囲まで、学級規模の適正化に努めなければならない。

【報告書は会議録追録に掲載】

〔山下榮二君登壇〕

○山下榮二君 ただいま議題となりました、渡海元三郎君外五名提出の、農業又は水産に係る産業教育に從事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その要旨及び文教委員会における審議の経過と結果について御報告を申し上げます。

本案の要旨を簡単に申し上げますと、現行法が農業または水産にかかる産業教育に從事する国立、公立高等学校の教員だけに産業教育手当の支給を規定しているのに対して、今回さらに工業、電波及び商船にかかる産業教育に從事する教員並びに農業、水産を含む

め、これらの教育の実習について教諭の職務を助ける実習助手で政令で定める者に対しても産業教育手当を支給することができるよう、所要の改正を行おうとするものであります。

本案は、現行法が第二十六国会において審議された当時から懸案になっておりました関係上、四月十六日当委員会に付託されるや、直ちに審議に入り、各委員から、一、産業教育手当を支給される実習助手の範囲について、二、私立学校への補助などの細部において慎重に検討されたのでございまして、その詳細については速記録によつて御承知を願いたいと存じます。

次いで、本案は、国会法第五十七条の三の規定に基づいて、文部大臣から本案については三十三年度はこれに伴う財政措置が講ぜられていないのみならず、他の公務員との均衡、今度の財政負担の関係等、種々検討すべき問題が多いので、賛成しがたい旨の意見がございました。

かくて、本案は質疑を終了し、討論に入り、日本社会党を代表して佐藤観次郎君から賛成討論があり、引き続き採決の結果、起立総員をもつて本案は原案の通り可決すべきものと決定した次第でございます。

次いで、坂田道太君から本案に対して要望案が提出されました。すなわち、産業教育振興法の趣旨に基き、私立学校の重要性とその財政の窮状とに鑑み、本法案の内容が、農業、水産、工業(電波を含む。)又は商船に係る産業教育に從事する私立の高等学校の教員及び実習助手に対しても来年度より等しく準用されるよう、

政府は速やかに所要の措置を講ずべきである。

以上を要するは、採決の結果、起立総員をもつて原案の通り可決せられました。

次に、内閣提出にかかる、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案につきまして、その要旨及び文教委員会における審議の経過とその結果について御報告申し上げます。

本案は、公立義務教育諸学校に関し、学級規模と教職員の配置の適正化をはかるため、学級編制及び教職員定数の標準について次のことを規定しております。一、国は学校の種類及び学級編制の区分に応じ、一学級の児童生徒の数の標準数を定め、各都道府県教育委員会は、これを標準としてそれぞれを定める。その基準を定めるに当つて、標準数に五人を加えた数をこえる数によりとする場合には、文部大臣の意見を聞かなければならないこと。二、国は教職員の定数について、学校の種類ごとにその標準となるべき数の算定方式を定め、文部大臣は公立義務教育諸学校に置かれてはいる教職員の総数が、この算定方式によつて算出した教職員定数より著しく下回る都道府県があるときは、当該都道府県に対して教職員の増員について報告ができることなどについて規定し、その他、経過措置等所要の規定を設けております。

本案は、去る三月一日当委員会に付託せられました以来、慎重に審議され参りましたが、そのおもなるものとしては、一、本法が完全に実施された

場合、教員定数が本法の基準を上回る府県がないか、その場合教員の整理が行われる心配はないか、二、教員の給与負担に対する国の負担を財源的に確保できるか、三、養護教諭と事務職員に対する現員の確保等について、きわめて熱心な質疑がなされたのでございまして、その詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて、四月十六日質疑を終了、引き続き、櫻井奎夫君から、本案に対して、教職員の現員が定数をこえており、かつ、一学級の児童生徒数が基準以上になっておる都道府県の学級編制は、本案附則の経過規定にかかわらず、教員が定数をこえる範囲までは学級規模の適正化に努め、教員身分の安定と教育効果の向上をはかる旨の修正案が提出されました。

ついで、修正案並びに本案に対し、討論を省略して採決の結果、修正案並びに本案は起立総員をもつてそれぞれ原案の通り可決されました。

引き続き、坂田道太君から、本案に対して附帯決議案が提出されました。すなわち、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行の際事務職員及び養護教諭の現員が本法によつて算定された定数をこえる都道府県においては、その現員を確保するよう万全の措置を講ずべきである。

右決議する。

以上の附帯決議案は、採決の結果、起立総員をもつて原案の通り可決されました。

右 御報告を申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 両案を一括して採決いたします。日程第五の委員長の報告は可決、第六の委員長の報告は修正であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り決しました。

航空機工業振興法案(内閣提出)
水洗炭業に関する法律案(橋樑渡君外二十六名提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、航空機工業振興法案、橋樑渡君外二十六名提出、水洗炭業に関する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

航空機工業振興法案、水洗炭業に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。商工委員長小平久雄君。

右
航空機工業振興法案
国会に提出する。
昭和三十三年四月二日
内閣総理大臣 岸 信介
航空機工業振興法
(目的)
第一条 この法律は、航空機等の國

産化を促進するための措置を講ずることにより、航空機工業の振興を図り、あわせて産業の技術の向上及び国際収支の改善に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「航空機等」とは、次に掲げるものをいう。

一 航空機製造事業法(昭和二十七年法律第二百三十七号)第二条第一項に規定する航空機

二 前号に規定する航空機の一部を構成し、又はこれに装備される機械器具であつて、通商産業省令で定めるもの

三 前二号に掲げる物の部品及び材料であつて、通商産業省令で定めるもの

(航空機工業審議会の設置)

第三条 通商産業省に、航空機工業審議会を置く。

(所掌事務)

第四条 航空機工業審議会(以下「審議会」といふ)は、通商産業大臣の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。

一 輸送用航空機その他航空機等の國産化に関すること。

二 その他航空機工業の振興に関する重要事項に関すること。

(組織)

第五条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に、臨時委員を置くことができる。

3 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

第六条 委員、臨時委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び航空機工業又は航空運送事業に關し、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

(任期)

第七条 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

(勤務)

第八条 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第九条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに當る。

3 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

(通商産業省令への委任)

第十条 第三条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(固有施設の使用)

第十一条 政府は、政令で定めるところにより、航空機等の國産化を図るため特に必要があると認める場合において、航空機等に關する試験研究を行つる者に固有の試験研究施設を使用させるときは、その使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

(資金の確保)

第十二条 政府は、航空機等の國産化のための設備の設置に必要な資金の確保に努めるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を、次のように改正する。

航空機及びその関連機器の生産に關する重要事項を調査審議すること。

航空機工業審議会
調査審議すること。

理由
航空機工業の振興を図り、あわせて産業の技術の向上及び国際収支の改善に寄与するため、航空機工業審議会を設置する等航空機等の國産化を促進するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

賛成者
八木 昇
伊藤郷一外百七十三名

目次
水洗炭業に関する法律

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 登録(第三条―第十二条)

第三章 事業の規制(第十三条―第十五条)

第四章 賠償(第十六条―第十九条)

第五章 雑則(第三十条―第三十四条)

第六章 罰則(第三十五条―第三十九条)

附則 第一章 総則

右の議案を提出する。
昭和三十三年四月九日
提出者
橋樑 渡 島村 一郎
笹本 一雄 淵上房太郎
有馬 英治 中村 寅太
多賀谷貞稔 井手 以誠
松平 忠久 加藤 清二
河野 正 福田 昌子
松本 七郎 伊藤卯四郎
田中 稔男 稲富 稜人
田原 春次 滝井 義高
池田 禎治 木原津與志
今村 等 石橋 政嗣
今澄 勇 細迫 兼光
受田 新吉 石村 英雄

第一条 この法律は、水洗炭業者の登録の実施、その作業方法の規制等により、水洗炭業による被害を防止し、その事業の健全な運営を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「水洗炭業」とは、鉱業法(昭和二十五年法

律第二百八十九号)の適用を受け
る事業以外の事業であつて石炭の
掘採により生じた廃石(以上「ぼ
た」といふ)を水洗することに
よる石炭を採取する事業及び石炭を
水洗する事業をいい、「水洗炭業
者」とは、水洗炭業を営む者をい
ふ。

第二章 登録

(登録)

第三条 水洗炭業を営もうとする者
は、この法律で定めるところによ
り、登録を受けなければならな
い。

2 前項の登録は、一年間有効とす
る。

3 第一項の登録の有効期間満了の
後引き続き水洗炭業を営もうとす
る者は、更新の登録を受けなけれ
ばならない。この場合において当
該登録は、一年間有効とする。

(登録の申請)

第四条 前条の登録を受けようとし
る者(同条第三項の規定により更
新の登録を受けようとする者を含
む。以下「登録申請者」といふ)は、
省令で定めるところにより、
その事業を行う場所を管轄する都
道府県知事に、次に掲げる事項を
記載した登録申請書を提出しなけ
ればならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 事業を行う場所

三 法人である場合においては、
その資本金額(出資総額を含
む)及び役員の名

四 水洗施設

五 沈でん池その他の水洗炭業に
よる被害を防止するための施設

六 排出される土砂の廃棄方法
2 前項の登録申請書には、水洗施
設の位置を示す図面及び省令で定
める事項を記載した書類(以下「添
附書類」といふ)を添附しなけれ
ばならない。

(登録の実施及び登録の通知)

第五条 都道府県知事は、前条の規
定による登録の申請があつた場合
においては、第七条第一項の規定
により登録を拒否する場合を除く
ほか、遅滞なく、前条第一項第一
号から第三号までに掲げる事項並
びに登録年月日及び登録番号を水
洗炭業者登録簿に登録しなければ
ならない。

2 都道府県知事は、前項の規定に
よる登録をした場合においては、
直ちにその旨を当該登録申請者に
通知しなければならない。

(禁止行為)

第六条 前条第一項の規定による登
録を受けない者は、水洗炭業を営
むことができない。

2 前条第一項の規定による登録を
受けた者は、当該登録を受けた事
業を行う場所以外の場所で水洗炭
業を営むことができない。

3 前条第一項の規定による登録を
受けた者は、その名義を他人に水
洗炭業のため利用させてはならな
い。

(登録の拒否)

第七条 都道府県知事は、登録申請
者が次の各号の一に該当すると
き、又は登録申請者に係る水洗炭
業の施設が河川、道路その他の公
共の用に供する施設を損傷し、若
しくは農業、林業若しくはその他

の産業の利益を損じ、公共の福祉
に反することとなる認めるとき
は、その登録を拒否しなければならない。

一 第十一条第一項(第一号に該
当する場合を除く。)の規定又は
第十四条の規定により登録を取
り消され、登録の取消の日から
二年を経過しない者

二 この法律の規定に違反して罰
金以上の刑に処せられ、その執
行を終り又は執行を受けること
がなくなつた日から二年を経過
しない者

三 法人でその役員のうち前二
号の一に該当する者のあるもの

2 都道府県知事は、前項の規定に
よる登録の拒否をした場合におい
ては、遅滞なく、理由を附してそ
の旨を登録申請者に通知しなけれ
ばならない。

(登録の手数料)

第八条 登録申請者は、第三条第一
項の登録については三千円をこえ
ない範囲内において、同条第三項
の登録については二千円をこえな
い範囲内において、政令で定める
額の登録手数料を納めなければな
らない。

(変更の届出)

第九条 水洗炭業者は、第四条第一
項第一号又は第三号に掲げる事項
について変更があつたときは、省
令で定めるところにより、遅滞な
く、その旨の変更届出書を都道府
県知事に提出しなければならない。

2 水洗炭業者は、当該都道府県知
事の管轄する区域内において、第
四條第一項第二号に掲げる事項を

変更しようとするときは、同条第
一項第四号から第六号までに掲げ
る事項を記載した書類及び同条第
二項に規定する添附書類を添え
て、省令で定めるところにより、
その旨の変更届出書を都道府県知
事に提出しなければならない。

3 第五条第一項及び第七条の規定
は、前二項の規定による変更の届
出があつた場合に準用する。

(廃業等の届出)

第十条 水洗炭業者が次の各号の一
に該当することとなつた場合にお
いては、当該各号に掲げる者は、
三十日以内に、都道府県知事にそ
の旨を届け出なければならない。

一 水洗炭業者が死亡したとき
は、その相続人

二 法人が合併により消滅したと
きは、その役員であつた者

三 法人が合併又は破産以外の事
由により解散したときは、その
清算人(破産による解散の場合
にあつては、その破産管財人)

四 水洗炭業を廃止したときは、
水洗炭業者であつた個人又は水
洗炭業者であつた法人の役員

(登録の取消)

第十一条 都道府県知事は、その登
録を受けた水洗炭業者が次の各号
の一に該当するときは、当該水洗
炭業者の登録を取り消すことがで
きる。

一 第七条第一項第二号又は第三
号の規定に該当するに至つた場
合

二 不正の手段により第五条第一
項の規定による登録を受けた場
合

三 第六条第三項の規定に違反し
た場合

2 都道府県知事は、前項の規定に
より、登録を取り消そうとする場
合においては、当該水洗炭業者に
対し、あらかじめ、期日及び場所
を指定して聴聞をしなければなら
ない。ただし、その者又はその代
理人が正当な事由がなく聴聞に
応じないときは、聴聞を行わな
い。

3 前項の聴聞に際しては、当該水
洗炭業者又はその代理人に意見を
述べ、及び証拠を提出する機会が
与えられなければならない。

(登録のまつ消)

第十二条 都道府県知事は、次の各
号に掲げる場合においては、水洗
炭業者登録簿につき、当該水洗炭
業者の登録をまつ消しなければな
らない。

一 第十条の規定による届出があ
つた場合

二 第三条第一項の規定による登
録の有効期間満了の際、更新の
登録の申請がなかつた場合

三 前条第一項又は第十四条の規
定により水洗炭業者の登録を取
り消した場合

第三章 事業の規制

(事業改善の命令)

第十三条 都道府県知事は、当該水
洗炭業の施設が河川、道路その他
の公共の用に供する施設を損傷
し、又は農業、林業若しくはその
他の産業の利益を損じ、著しく公

其の福祉を阻害しており、又は阻害するおそれがあると認めるときは、当該水洗炭業者に対し、期限を附して次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 作業方法を変更すること。
- 二 水洗施設の位置を変更すること。
- 三 水洗炭業による被害を防止するための施設を設置し又は改善すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、水洗炭業による被害を防止し、又は除去するために必要な措置をとること。

2 都道府県知事は、前項の命令をする場合において、必要があると認めるときは、当該命令に係る措置がとられるまでの間、当該水洗炭業者に対し、その事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 第十一条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による命令をする場合に準用する。

(事業停止命令等)

第十四条 都道府県知事は、水洗炭業者が前条第一項の規定による命令に違反したとき、又は第二十一条の規定による保証金を供託しなかつたときは、六月以内の期間を定めて、その事業の全部又は一部の停止を命じ、又は第五条第一項の登録を取り消すことができる。

2 第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による命令又は同項の規定による登録の取消をする場合に準用する。

(報告徴収及び立入検査)

第十五条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、水洗炭業者からその業務に関する報告を徴し、又はその職員に、その事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の場合において当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四章 賠償

第十六条 水洗炭業者がその行方次の各号に掲げる作業により、他人に損害を与えたときは、当該水洗炭業者が、その損害を賠償する責に任ずる。

- 一 ばたの採取
- 二 廃水の放流又は土砂の流出
- 三 排出される土砂のたい積

2 前項の場合において、損害が二以上の水洗炭業者の作業によつて生じたときは、各水洗炭業者は、連帯して損害を賠償する義務を負う。損害が二以上の水洗炭業者の作業のいづれによつて生じたかを知る事ができないときも、同様とする。

3 前項に規定する連帯債務者相互の間においては、その各自の負担部分は、等しいものと推定する。

(賠償)

第十七条 水洗炭業の施業に係る損

害は、公正かつ適切に賠償されなければならない。

2 前項の損害の賠償は、金銭をもつてする。ただし、賠償金額に比して著しく多額の費用を要しないで原状の回復をすることができるときは、被害者は、原状の回復を請求することができる。

3 賠償義務者の申立があつた場合において、裁判所が適当であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、金銭をもつてする賠償に代えて原状の回復を命ずることができる。

(紛争のあつせん)

第十八条 水洗炭業の施業に係る損害の賠償に関して紛争が生じた場合において、当事者の双方又は一方から申請があつたときは、当該都道府県知事は、紛争の実情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるようあつせんしなければならぬ。

(賠償についてのしんしやく)

第十九条 第十六条第一項に規定する損害の発生に因つて被害者の責に帰すべき事由があつたときは、裁判所は、損害賠償の責任及び範囲を定めるのについて、これをしんしやくすることができる。天災その他の不可抗力が競合したときも、同様とする。

(消滅時効)

第二十条 第十六条第一項に規定する損害の賠償請求権は、被害者が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。損害の発生の時

から二十年を経過したときも、同様とする。

(保証金の供託)

第二十一条 水洗炭業者は、その施業に係る損害の賠償を担保するため、事業を行う場所一箇所ごとに五十万円をこえない範囲内において都道府県知事が定める額の保証金を、第五条第二項の規定による登録の通知を受けた日から省令で定める期間内に供託しなければならない。

2 前項の規定は、水洗炭業者が第四条第一項第二号に掲げる事業を行う場所を追加するため第九条第二項の規定による届出をした場合に準用する。

3 水洗炭業者は、第二十三条から第二十七条までの規定により権利の実行が行われたため第一項又は前項の規定により供託された保証金が第一項(前項において準用する場合を含む。)の都道府県知事が定める額に不足することとなつたときは、当該不足額を省令で定める期間内に供託しなければならぬ。

(被害者の優先弁済権)

第二十二条 水洗炭業の施業に係る被害者は、当該損害賠償請求権に關し、前条の規定により供託された保証金につき、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

(権利の実行の申立)

第二十三条 前条に規定する権利を有する者は、水洗炭業の施業に係る損害を賠償する責に任ずる者(以下「賠償義務者」という。)が事

業の廃止若しくは休止その他の理由により賠償の義務を履行することが著しく困難であると認められるとき、又はそのゆえが知れないときは、都道府県知事に対し、省令で定める手続に従い権利の実行の申立をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の申立があつたときは、遅滞なく申立の理由の有無を審査しなければならない。

3 第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の申立の理由を審査する場合に準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「当該水洗炭業者」とあるのは、「賠償義務者」と読み替へるものとする。

(債権申出の公示)

第二十四条 都道府県知事は、前条第二項の規定による審査の結果申立を理由があると認めるときは、当該保証金につき第二十二條に規定する権利を有する者は六十日を下らないその定める期間内に権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは配当手続から除外されるべきことを公示し、かつ、その旨を申立人及び賠償義務者に通知しなければならない。

2 前項の規定による公示があつた後は、申立人がその申立を取り下げた場合においても、手続の進行は、妨げられない。

(権利の調査)

第二十五条 都道府県知事は、前条第一項の期間が経過した後権利の

調査のため遅滞なく聴聞をしなければならぬ。

2 都道府県知事は、前項の聴聞をしようとするときは、申立人、前条第一項の期間内に権利の申出をした者及び賠償義務者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知し、権利の存否及びその権利によつて担保される損害賠償請求権の額について証拠を提示し、かつ、意見を述べる機会を与えなければならぬ。

3 前項の権利の調査の手續に關し必要な事項は、省令で定める。

(配当手續)

第二十六条 都道府県知事は、前条の調査の結果に基いてすみやかに配当表を作成し、これを申立人、第二十四条第一項の期間内に権利の申出をした者及び賠償義務者に通知し、かつ、公示しなければならぬ。

2 配当は、前項の通知を發した日から五十日を経過した後、配当表に従い実施する。

3 前二項の配当手續に關し必要な事項は、省令で定める。

(通知の方法)

第二十七条 賠償義務者のゆくえが知れないときは、前三条の規定における賠償義務者に対する通知は、することを要しない。ただし、第二十五条第二項の場合においては、通知すべき事項を公示しなければならぬ。

(適用除外)

第二十八条 第十六条から前条までの規定は、水洗炭業に従事する者の

の業務上の負傷、疾病及び死亡に關しては適用しない。

(保証金の取りもとし)

第二十九条 第十二条第一項の規定による登録のまつ消があつた場合において、当該水洗炭業者であつた者は、都道府県知事の承認を受けて、第二十一条の規定により供託して保証金を取りもどすことができる。水洗炭業者が、その事業を行う場所のうちの一部の場所を廃止した場合において、その廃止した場所に係る保証金についても、同様とする。

2 前項の保証金の取りもどしは、都道府県知事が当該保証金につき第二十一条の権利を有する者はその定める六月を下らない期間内に申し出るべき旨の公示をし、その期間内にその申出がなかつたときでなければ、これをすることができない。ただし、当該登録のまつ消があつた時から三年を経過したときは、この限りでない。

3 前項の公示その他保証金のとりもどしに關し必要な事項は、省令で定める。

第五章 雜則

(市町村長との關係)

第三十条 この法律の規定による都道府県知事に対する登録の申請(更新の登録の申請を含む。以下同じ)、届出及び報告は、当該事業を行う場所を管轄する市町村長を経由してしなければならない。2 前項の場合において、当該市町村長は、当該登録の申請、届出及び報告についての意見書を添えることができる。

3 都道府県知事は、第十三条第一項の規定による命令をしようとするとき、及び第二十三条第二項の規定により申立の理由を審査するときは、当該事業を行う場所を管轄する市町村長の意見を聞かなければならぬ。

4 都道府県知事は、第二十五条第一項の規定により権利の調査のため聴聞をしようとするときは、損害が生じている地を管轄する市町村長の意見を聞かなければならぬ。

(融資のあつせん等)

第三十一条 都道府県知事は、水洗炭業者がその施設による被害を防止するため、沈でん池その他の施設を設置し、又は改善しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該水洗炭業者に対し、資金の融通のあつせん等の措置を講ずることが出来る。

(異議の申立等)

第三十二条 この法律の規定による都道府県知事の処分不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に、都道府県知事に対し、省令で定める手續に従い異議の申立をすることが出来る。

2 前項の異議の申立があつた場合においては、都道府県知事は、申立を受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならぬ。

3 前項の規定による都道府県知事の決定に不服のある者は、通商産業大臣に訴願を提起することができる。

(異議の申立と処分の執行)

第三十三条 異議の申立は、処分の

執行を停止しない。ただし、都道府県知事は、処分の執行により生ずることのある償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、申立により又は職権で、その執行を停止することができる。

2 都道府県知事は、前項ただし書の規定による決定をしたときは、異議の申立をした者及び当該処分の相手方それぞれを通知するとともに、その旨を公示しなければならぬ。

(水洗炭業審議会)

第三十四条 都道府県に、水洗炭業審議会(以下「審議会」という。)を置くことができる。

2 審議会は、水洗炭業に關する重要事項について、都道府県知事の諮問に応じ答申し、及び都道府県知事に建議することができる。

3 前二項に規定するものを除くほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、条例で定める。

第六章 罰則

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第六条第一項の規定に違反して登録を受けずに水洗炭業を営んだ者
二 第六条第二項の規定に違反して登録を受けた事業を行う場所以外の場所で水洗炭業を営んだ者
三 虚偽又は不正の事実に基づいて第五条第一項の規定による登録を受けた者

四 第十三条第二項又は第十四条第一項の事業停止命令に違反した者

第三十六条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。
一 第四条第一項の規定による登録申請書又は同条第二項の規定による添附書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者
二 第六条第三項の規定に違反してその名義を他人に利用させた水洗炭業者

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。
一 第九条第一項の規定する書類を提出せず、又はその書類に虚偽の記載をした者
二 第十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、第三十五条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金を科する。

第三十九条 第十条の規定による届出を怠つた者は、一万円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(経過規定)

2 この法律施行の際、現に水洗炭業を営んでいる者は、第五條第一項の規定による登録を受けないでも、その施行の日から起算して六十日間を限り、水洗炭業者とみなす。その者がその期間内に第四條第一項の規定により登録を申請した場合においては、その期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

理由

水洗炭業による被害を防止し、その事業の健全な運営を確保するためには、水洗炭業者を登録し、その作業方法を規制する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔小平久雄君登壇〕

○小平久雄君 たいま議題となりました航空機工業振興法案外一件につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、航空機工業振興法案について申し上げます。

御承知のように、わが国の航空機工業は、戦前、世界的水準に達していたのであります。戦後、昭和二十七年に

よりやく再開されましたが、今日なおほとんど外国よりの技術援助等によるものが主体であり、航空機工業の基礎はきわめて貧弱な状態にあるのであります。一方、世界の趨勢を見ますると、航空機は近代の輸送手段として船舶、車両等にかわりつつありまして、欧米各国におきましては航空機工業育成のために各種の国家的援助を積極的に行なっている状況であります。さらに、航空機工業は代表的総合工業でありますから、これを振興することは、関連産業の発展、技術の向上、下請産業である中小企業の育成に貢献するとともに、国際収支の改善に寄与するものと思われらるるのであります。以上のよりな見地から、この際わが国においても航空機工業の振興をはかる必要があり、このため本案が提出されたのであります。

次に、本案の内容を簡単に申し上げます。第一は、本案で国産化を推進するものは、航空機のほか、その関連機器、部品、材料等とすることとしたのであります。なお、航空機は民間用中型輸送機を主体とする計画であります。

第二は、航空機工業審議会を置き、国産化推進のための重要事項を審議せしめることとしたのであります。

第三は、航空機等に関する試験研究を行う者に国有財産を時価より低く使用させることができることとしたのであります。

第四は、政府は航空機等の国産化に必要な資金の確保に努めることとしたのであります。

本案は、四月三日前尾通商産業大臣より提案理由を聴取し、四月八日より

質疑に入りましたが、その詳細は速記録に掲載いたします。

四月十六日質疑を終了しましたので、四月十七日討論を省略して採決に付しましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

なお、採決後、自由民主党及び社会党両党提出になる附帯決議案が提出されましたので、採決に付しましたところ、これまた全会一致をもって附帯決議を付することに決した次第であります。その詳細は會議録に掲載いたします。

次に、水洗炭業に関する法律案について申し上げます。

炭鉱地帯、なかんずく北九州の炭田地帯におきまして、いわゆるボタを水洗選別して石炭を收拾する水洗炭業者の数は相当数に上っているものであります。この水洗炭業者は、低品位炭の供給と労働者の吸収という面において貢献するところが少ないのであります。が、他面において、河川、道路等の公共施設を損壊し、あるいは洗炭汚水によって田畑等に損害を与える等、公共の福祉を著しく侵害している実情であります。この水洗炭業については、現在では条例等によって規制しているのではありませんが、実効の上がらない状況でありますので、この際この法律案によって規制措置を講じようとするのが、本案の提案の理由であります。

本案の内容を簡単に申し上げます。第一は、水洗炭業者は都道府県知事の登録を受けなければならないこととしたのであります。

第二は、水洗炭業が公共の福祉を阻害し、また阻害するおそれの大なるときは、事業改善命令をなし得ることとしたのであります。

第三は、水洗炭業者に対して鉱業法に準ずる無過失賠償義務を課することとし、そのための保証金を供託せしめることとしたのであります。

第四は、水洗炭業者が被害防止施設を行う場合、都道府県知事は、必要と認めれば、融資のあっせん等の措置を講ずることができることとしたのであります。

第五は、都道府県知事の諮問機関として水洗炭業審議会を置くことができることとしたのであります。

本案は、四月十日佐本一雄君より提案理由を聴取し、質疑に入り、四月十六日質疑を終了しましたので、四月十七日討論を省略して採決に付しましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

地方鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(杉山元治郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

地方鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。運輸委員長赤澤正道君。

地方鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案

昭和三十二年四月十六日 内閣総理大臣 岸 信介

地方鉄道軌道整備法の一部を改正する法律

地方鉄道軌道整備法(昭和二十八年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

しく困難であると認めるときは、予算の範囲内で、当該災害復旧事業に要する費用の一部を補助することができ、

5 前二条の規定は、前項の規定により補助を受けた地方鉄道業者(当該補助に係る災害復旧事業を完了した者及び第十四条の規定により当該補助金の全部を返還した者を除く。)について、準用する。

6 災害復旧事業の範囲、補助率その他の第四項の規定による補助に關し必要な事項は、政令で定める。

第十四条第二号中「第七条」の下に「これらの規定を第八条第五項の規定において準用する場合を含む。」を加え、同条に次の一号を加える。

五 第十五条の二の規定に違反したとき。

第十五条の次に次の一条を加える。

〔配当の許可〕

第十五条の二 第八条の規定により補助を受けた地方鉄道業者は、政令で定める割合以上の利益の配当をしようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。ただし、左の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

一 当該営業年度末からさかのほり五年以内に補助金の交付を受けていないとき。

二 第十四条の規定により、当該営業年度末からさかのほり五年以内に交付を受けた補助金の全部を返還したとき。

三 前条の規定により同条に規定する補助金の総額に相当する金額を納付した後において補助金の交付を受けていないとき。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の第八条第四項の規定は、地方鉄道業者が昭和三十三年七月一日以後を受けた災害についてこの法律施行の日の前日までに施行した災害復旧事業についても、適用する。

理由

民生の安定に寄与するため、地方鉄道又は軌道を受けた災害について補助金を交付することにより、その復旧を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔赤澤正道君登壇〕

○赤澤正道君 たいま議題となりました地方鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の趣旨を簡単に御説明いたします。御承知のごとく、わが国においては、毎年暴風、大雨等異常な天然現象によりまして甚大なる災害が発生しており、このため地方鉄道もまた毎年相応の被害を受けておる実情であります。これらの受けた災害に

ついて、その復旧に要する費用の一部を補助して災害復旧の促進をはかり、もって民生の安定に寄与するため、現

行法に所要の改正を加えようとするものであります。

次に、改正の要点を申し上げますと、地方鉄道が、洪水、地震その他異常な天然現象によりまして大規模な災害を受けた場合に、当該地方鉄道業者が自己の實力をもつてはすみやかに災害復旧事業を施行することが困難であり、かつ、当該地方鉄道を復旧しなければ国民生活に著しい障害を生ずるおそれのある場合は、当該地方鉄道業者に対して復旧費の一部を補助することができ、

この法律案を提出するに際しては、監督規定を整備する等、所要の改正を行おうとするものであります。なお、昭和三十三年七月以降の災害を受けた地方鉄道業者に対して適用できるものとしたしております。

本法案は、去る四月十六日日本委員会に付託され、翌十七日政府より提案理由の説明を聴取し、質疑、討論を省略、直ちに採決の結果、本法案は全会一致をもって政府原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出)

国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

行政機関職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一般職の職員給与に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、内閣法の一部を改正する法律案、国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案、行政機関職員給与法の一部を改正する法律案、一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、右六案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

内閣法の一部を改正する法律案、国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案、行政機関職員給与法の一部を改正する法律案、一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、右六案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長福永健司君。

内閣法の一部を改正する法律案

右

昭和三十二年二月十一日

内閣総理大臣 岸 信介

内閣法の一部を改正する法律案

右

昭和三十二年二月十二日

内閣総理大臣 岸 信介

内閣法(昭和二十二年法律第五号)

の一部を次のように改正する。第十六条第一項中「三十六人」を「五十一人」に改める。

附則

1 (施行期日) この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 (暫定定員) この法律による改正後の内閣法第十六条第一項の規定にかかわらず、内閣官房に置かれる第十四条の二に規定する職員(二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く。)の定員は、昭和三十三年九月三十日までの間は、四十四人とする。

理由

内閣官房の事務を円滑に処理するため、職員を増員する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

内閣法の一部を改正する法律案に對する修正案

内閣法の一部を改正する法律案に對する修正

内閣法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十三年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。」に改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案

右

昭和三十二年二月十二日

内閣総理大臣 岸 信介

昭和三十三年四月十七日 衆議院會議録第三十一号 内閣法の一部を改正する法律案外五案

国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律
国防会議の構成等に関する法律(昭和三十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。
第八条第六項中「十二人」を「十三人」に改める。

附則
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

理由

国防会議事務局の事務遂行の円滑を図るため、国防会議事務局の職員の数員を増加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正

国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則中「昭和三十三年四月一日」を「公布の日」に改める。

報告書は会議録追録に掲載

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

右
国會に提出する。

昭和三十三年二月二十日

内閣総理大臣 岸 信介

行政機関職員定員法の一部を改正する法律

行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

行政機関の区分		定員	備考
本府	公正取引委員会 国家公安委員会 警察庁 国家消防本部 土地調整委員会 首都圏整備委員会 宮内庁	二、二五一人 一、三三七人 七、六二五人 一〇八人 一八八人 四〇人 九三九人	つち九九九人は、警察官とする。
総理府	調達庁 行政管理庁 北海道開発庁 自治庁 防衛庁 経済企画庁 科学技術庁	三、一三七人 一、五九九人 四、七四八人 二、五五人 一人 四〇一人 五七六人	
計		二一、九三四人	
本省	司法試験管理委員会 公安審査委員会 公安調査庁	四二、八〇四人 一人 一、六四二人	つち一〇、四九六人は、検察庁の職員とする。
計		四四、四五六人	
外務省	本省	一、八七二人	
大蔵省	本省 国税庁	二一、一二五人 五〇、三七三人	
計		七二、四九八人	
文部省	本省 文化財保護委員会	六五、二六二人 四二六人	つち六三、六七七人は、国立学校の職員とする。
計		六五、六八八人	
厚生省	本省	四四、五〇九人	

農林省		通商産業省		運輸省		郵政省		労働省		建設省		合
本省	計	本省	計	本省	計	本省	計	本省	計	本省	計	計
食糧庁 林野庁 水産庁	二四、九三〇人 二六、八五三人 二五、二八七人 一、四五五人	特許庁 中小企業庁	二二、〇一〇人 九四四人 一七四人	本省 船員労働委員会 捕獲審検再審査委員会 海上保安庁 海難審判庁 気象庁	一〇、四五六人 五四人 五人 一〇、八二九人 一九一人 五、二六四人	本省	二六、三六二九人	本省 中央労働委員会 公共企業体等労働委員会	二〇、五四四人 八五人 一、二八人	本省	一四、四六六人	六六七、二六一人

附則

(施行期日)

第一条 この法律中、附則第四条の改正規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(暫定定員)

第二条 改正後の行政機関職員定員法(以下「新法」という。)第二条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる各行政機関においては、それぞれ、同表中欄に掲げる日までの間の職員の定員は、同表下欄に掲げる員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

調 達 庁	昭和三十三年七月三十一日 昭和三十三年九月三十日 昭和三十四年二月二十八日	一〇三人 六八人 四〇人
経済企画庁	昭和三十三年九月三十日	一人
科学技術庁	昭和三十三年九月三十日	一人
厚生省本省	昭和三十三年五月十五日 昭和三十三年十一月十五日 昭和三十四年五月十五日	二八〇人 一八〇人 一五〇人
農林省本省	昭和三十三年九月三十日	一人
食 糧 庁	昭和三十三年九月三十日	一人
通商産業省本省	昭和三十三年九月三十日	三人

第三条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十項の表厚生省の項中 昭和三十三年五月十五日 二八〇人 を

昭和三十三年 五月十五日	一〇〇人
昭和三十三年十一月十五日	三〇人
昭和三十四年 五月十五日	一五〇人

に改める。

第四条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。
附則第二条の表厚生省の項中「昭和三十三年五月十五日」を「昭和三十三年三月三十一日」に改める。

理 由

昭和三十三年度における事業予定計画に即応して各行政機関の定員規模の適正化を図るため、各行政機関の職員の数員を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案に対する修正案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案に対する修正
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一条を次のように改める。
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、昭和三十三年四月一日から適用する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
右
昭和三十三年三月一日
内閣総理大臣 岸 信介

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律
一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項中「扶養手当」の下に「通勤手当」を加える。
第十二条を次のように改める。

第十二条 通勤手当は、左に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し、且つ、その運賃又は料金を（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなれば通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しない徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）
- 二 通勤のため自転車その他の交通の用具で人事院規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（前号の規定に該当する職員及び自転車等を使用しない徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満である職員を除く。）

歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満である職員を除く。）

- 2 前項第一号に掲げる職員に支給する通勤手当の月額額は、人事院規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額から百円を控除した額とする。但し、その額が六百円をこえるときは六百円とし、通勤のため交通機関等を利用する外、あわせて自転車等を使用することを常例とする職員について、その額が百円に満たないときは百円とする。
- 3 第一項第二号に掲げる職員に支給する通勤手当の月額額は、百円とする。
- 4 前三項に規定するものの外、通勤の実情の変更に伴う支給額の改訂その他通勤手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則

- 1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
第二百四十二条第二項中「扶養手当」の下に、「通勤手当」を加える。
（国家公務員災害補償法の一部改正）
- 3 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「扶養手当」の下に、「通勤手当」を加える。

理 由

人事院の国会及び内閣に対する昭和三十三年七月十六日付勧告にかんがみ、一般職の国家公務員に新たに通勤手当を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十三年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。」に改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
右
昭和三十三年三月一日
内閣総理大臣 岸 信介

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように改正する。

第一条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百

昭和三十三年四月十七日 衆議院會議録第三十一号 内閣法の一部を改正する法律案外五案

五十二号)の一部を次のように改正する。
第一条第三号を次のように改める。

三 会計検査院長及びその他の検査官

三の二 人事院総裁及びその他の人事官

第一条第十三号の三の次に次の一号を加える。

十三の四 科学技術会議の常勤の議員

第一条第十九号の三の次に次の一号を加える。

十九の四 科学技術会議の非常勤の議員

第二条中「秘書官にあつては、俸給」を「秘書官にあつては、俸給、通勤手当」に改める。

第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「別表第二」を「前二項の規定」に改め、「の号俸」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 大使の俸給月額額は、特別の事情により別表第二に掲げる俸給月額により難いときは、前項の規定にかかわらず、十一万円とすることができる。

第四条を次のように改める。
第四条 第一条第九号から第十四号までに掲げる特別職の職員のうち、他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、当該職務、事業又は業務から生ずる所得が主たる所得とな

る者には、第二条に規定する給与は、支給しない。
2 前項の規定に該当する者には、第九条の規定の例により、手当を支給する。
第七条の三を第七条の四とし、第七条の二の次に次の一条を加える。
第七条の三 秘書官の通勤手当の

支給については、一般職の職員の例による。
第九条中「三千円」を「四千二百円」に改める。
第十四条第一項中「第二条」の下に、「第四条第二項」を加える。
第十五条を削る。
別表第一を次のように改める。

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	一五〇,〇〇〇円
国務大臣	
会計検査院長	一一〇,〇〇〇円
人事院総裁	
検査官(会計検査院長を除く。)	
人事官(人事院総裁を除く。)	
内閣官房長官	一〇〇,〇〇〇円
総理府総務長官	
法制局長官	
宮内庁長官	
政務次官	
内閣官房副長官	
総理府総務副長官	
国家公安委員会委員長	九〇,〇〇〇円
公正取引委員会委員長	
土地調整委員会委員長	
文化財保護委員会委員長	
地方財政審議会会長	
待従長	
式部官長	八〇,〇〇〇円
公正取引委員会委員	
土地調整委員会委員	
首都圏整備委員会常勤の委員	
社会保険審査会の委員長及び委員	

労働保険審査会委員
地方財政審議会委員
原子力委員会の常勤の委員
公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員
科学技術会議の常勤の議員
運輸審議会委員
東宮大夫

七五,〇〇〇円

官 職 名	俸 給 月 報
公使	五号俸 一〇〇,〇〇〇円 四号俸 九〇,〇〇〇円 三号俸 八〇,〇〇〇円 二号俸 七三,〇〇〇円 一号俸 六六,〇〇〇円
大使	五号俸 一〇〇,〇〇〇円 四号俸 九〇,〇〇〇円 三号俸 八〇,〇〇〇円 二号俸 七三,〇〇〇円 一号俸 六六,〇〇〇円
公使	四号俸 九〇,〇〇〇円 三号俸 八〇,〇〇〇円 二号俸 七三,〇〇〇円 一号俸 六六,〇〇〇円

別表第二を次のように改める。
労働保険審査会委員
地方財政審議会委員
原子力委員会の常勤の委員
公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員
科学技術会議の常勤の議員
運輸審議会委員
東宮大夫

「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改訂」
第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「内閣総理大臣等」の下に「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)」による改正後の特別職の職員の給与に関する法律第四条の規定の適用を受ける者を除く。以下次項及び第六項において同じ。」を加える。
附則第三項中「得た額」の下に「(特別職の職員の給与に関する法律の一部改訂)」を加える。
附則第六項中「改正後の法律第十五条第二項中「期末手当」とあるのは「期末手当又は暫定手当」と、」例によるほか、同項とあるのは「例により、又は特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十三号) 附則第三項の規定の例によるほか、前項」とを削る。
第三条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第四条第七項を次のように改める。

検査官の給与は、別に法律で定める。

(国家公務員法の一部改正)

第四条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

(人事官の給与)

第十条 人事官の給与は、別に法律で定める。

(文化財保護法の一部改正)

第五条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

(委員長の兼職等の制限)

第十三条の二 委員長は、在任中、文部大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(自治庁設置法の一部改正)

第六条 自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加える。

(地方財政審議会の委員の兼職等の制限)

第十六条の二 地方財政審議会の

委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(防衛庁職員給与法の一部改正)

第七条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「以下本条」の下に「及び第十一条の三から第十三条まで」を加える。

第十条第一項中「本条から第十三条まで」を「本条及び次条」に改める。

第十二条第三項中「事務次官、議長、」を削る。

第十八条の二第一項ただし書中「学生」を「事務次官、議長及び学生」に改め、同条第二項中「俸給及び扶養手当の月額、合計額(自衛官)を「俸給及び扶養手当の月額、合計額(防衛事務次官及び統合幕僚会議の議長たる自衛官にあつては俸給の月額、自衛官)に改める。

第二十三条第二項中「事務次官、議長」を「事務次官及び議長に就いては俸給を」に改める。

第二十七条第二項中「事務次官、議長及び」を「事務次官及び議長に就いては俸給とし、」に改める。

別表第一中「73,000」を「80,000」に改める。

(防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十六項中「事務次官、議長」を「事務次官及び議長には、特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第一条第一号から第十六号までに掲げる職員の例に準じ」に改め、「準じて」の下に「それぞれ」を加える。

附則第十九項中「及び扶養手当の月額、合計額(自衛官)とあるのは、「俸給の月額、合計額(自衛官)と、」俸給の月額と暫定手当の月額との合計額(自衛官)を「及び扶養手当の月額の合計額(防衛事務次官及び統合幕僚会議の議長たる自衛官にあつては俸給の月額)とあるのは、「扶養手当及び暫定手当の月額、合計額(防衛事務次官及び統合幕僚会議の議長たる自衛官)に就いては俸給を」に改める。

附則第二項中「事務次官、議長及び」を「事務次官及び議長に就いては俸給とし、」に改める。

附則第三項中「事務次官、議長及び」を「事務次官及び議長に就いては俸給とし、」に改める。

附則第四項中「事務次官、議長及び」を「事務次官及び議長に就いては俸給とし、」に改める。

附則第五項中「事務次官、議長及び」を「事務次官及び議長に就いては俸給とし、」に改める。

附則第六項中「事務次官、議長及び」を「事務次官及び議長に就いては俸給とし、」に改める。

官」とあるのは、「扶養手当及び暫定手当の月額、合計額(自衛官)」に改め、「新法第二十三条第二項中」及び「新法第二十七条第二項中」の下に「事務次官及び議長に就いては俸給とあるのは、「事務次官及び議長に就いては俸給及び暫定手当」と、」を加える。

附則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、特別職の職員の給与に関する法律第一条及び同法別表第一の改正規定中、科学技術会議の議員に係る部分、科学技術会議設置法(昭和三十三年法律第 号)の施行の日から、同法の改正規定中内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房長官及び総理府総務長官に係る部分は、別に法律で定める日から施行する。

2 昭和三十三年三月三十一日において改正前の特別職の職員の給与に関する法律第一条第九号から第十四号までに掲げる職員である者には、その者が同年四月一日以後改正後の特別職の職員の給与に関する法律第四条の規定に該当することとなつた場合においても、その者の同年三月三十一日を含む任期が終了するまでの間は、同条の規定を適用せず、同法第二条に規定する給与を支給するものとする。

理由

昭和二十七年十一月に改定されて以来一般にすえ置かれていた特別職の職員の給与の額を改定するとともに、関係法令の整備を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十三年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行し、特別職の職員の給与に関する法律第四条、第九条及び第十四条第一項の改正規定、文化財保護法第十三条の次に一条を加える改正規定、自治庁設置法第十六条の次に一条を加える改正規定並びに附則第二項の規定を除くほか、昭和三十三年四月一日から適用する。」に改める。

附則第二項中「昭和三十三年三月三十一日」を「この法律(前項ただし書に係る部分を除く。以下本項において同じ。)の施行の前日」に、「同年四月一日」を「この法律の施行の日」に、「同年三月三十一日」を「この法律の施行の前日」に改め、同項の次に次の一項を加える。

附則第三項中「事務次官、議長及び」を「事務次官及び議長に就いては俸給とし、」に改める。

昭和三十三年四月十七日 衆議院會議録第三十一号 内閣法の一部を改正する法律案外五案

3 この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。)の施行前に改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基いてすでに特別職の職員(内閣総理大臣、國務大臣、内閣官房長官及び総理府総務長官を除く。)に支払われた昭和三十三年四月一日から同年同月三十日までの期間に係る給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十三年三月一日

内閣総理大臣 岸 信介

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「(通勤手当等)」に改め、同条第一項中「事務官等には、」を「参事官等及び自衛官には通勤手当を支給し、事務官等には通勤手当、」に改め、同条第二項中「第十六条から」を「第十二条及び第十六条から」に、「同法第十九条の二第一項中」を「同法第十二条及び第十九条の二第一項中」に改める。

第十六条第三項中「百分の六十」を「百分の六十・六二五」に改める。

第二十七条第二項中「及び扶養手当」を「扶養手当及び通勤手当」に、「扶養手当」を「扶養手当、通勤手当」に改め、「航空手当」の下に「当該額に政令で定める割合を乗じて得た額に限る。以下この項における乗組手当及び落下さん隊員手当について同じ。」を加える。

附則 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、通勤手当に係る改正規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十九項中「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び暫定手当」と、「特殊勤務手当、」を「及び通勤手当」とあるのは、「通勤手当及び暫定手当」と、「特殊勤務手当、」に改める。

理由

防衛庁職員に対し、一般職に属する国家公務員の例に準じて通勤手当を支給することとともに、航空手当、乗組手当及び落下さん隊員手当の額の俸給日額に対する割合の最高限度を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対する修正案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対する修正

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。 1 この法律は、公布の日から施行し、通勤手当に係る改正規定は、昭和三十三年四月一日から適用する。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔福永健司君登壇〕

○福永健司君 議題となりました六法案につき、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

詳細は會議録によって御承知願うことといたし、簡潔に要点を申し上げます。

まず、内閣法の一部を改正する法律案は、内閣官房における情報の総合整理につき機能を強化向上せしめるため、職員を十五人増員いたそうとするものであります。

本案は、二月十一日本委員会に付託され、二月十三日政府より説明を聞き、質疑を行い、本日、保科委員より、四月一日の施行日を「公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。」に改めるとの修正案が提出

され、採決の結果、多数をもって修正案の通り修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案は、国防会議事務局の業務を円滑に処理するため、新たに参事官一人を増員しようとするものであります。

本案は、去る二月十二日本委員会に付託され、翌十三日政府より説明を聞き、質疑を行い、本日、保科委員より、四月一日の施行日を公布の日からとする修正案が提出され、採決の結果、多数をもって修正案の通り修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案は、第一に、昭和三十三年度における各行政機関の事業予定計画に即応して定員の適正化をはかるとともに、第二に、公務員制度調査会の答申の趣旨並びに戦後適正な定員措置が諸般の事情により抑制されてきた事情にかんがみ、定員外職員の処遇改善をはかるため、暫定的に必要な定員外職員の定員化を行おうとするものであります。すなわち、今回の改正によりまして、各行政機関職員の現定員の合計六十四万三千九百二十五人に対し、定員外職員の定員化に伴う増一万九千六百十五人及び昭和三十三年度事業予定計画に伴う増三千七百二十一人、結局二万三千三百三十六人を増加いたしました。合計六十六万七千二百

六十一人といたしております。なお、事業予定計画に伴う増員のおもなるものは、科学技術庁の付置研究所等の拡充に伴うもの百四十三人、国立学校の学年進行、学部、学科の増設に伴うもの七百八十四人、郵便取扱業務量の増加に伴うもの千六十七人、電気通信施設の拡張に伴うもの千九百二十二人、特定郵便局の増設に伴うもの二百人等であります。また、減員のおもなるものとしたしましては、郵政省の電信電話業務を日本電信電話公社の直轄に移管することに伴うもの六百九十八人、調達庁の行なっております駐留軍施設等の提供業務の減少によるもの百三十五人等であります。

本案は、二月二十日本委員会に付託され、二月二十一日政府より提案理由の説明を聴取し、本日質疑を終了いたしましたところ、保科委員より、四月一日の施行日について、「この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。」に改めるとの修正案が提出されました。

次いで討論に入り、日本社会党を代表して西村委員より反対の意見が述べられました。採決の結果、多数をもって修正案の通り修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、特別職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案は、特別職の職員の給与が、一部の職員を除きましては、昭和二十七年十一月に改定されて以来据え置かれたままとなつておりますため、再度改定の行われまして一般職の職員の給与との間に均衡が失われる結果となつておりますので、この際その俸給月額額の改定を行いますとともに、給与制度全般についての整備を行おうとするものであります。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、防衛庁職員にも、一般職の職員同様、通勤手当を支給することといたしますとともに、昨年末行われた期末手当の増額相当分だけ航空手当等の最高限を引き上げようとするものであります。

以上三法案は、いずれも三月一日日本委員会に付託せられ、三月四日政府より提案理由の説明を聴取し、本日質疑を終了いたしましたところ、前田委員より、三法案に対し、それぞれ修正案が提出され、趣旨弁明がなされましたが、その要旨はいずれも施行期日にかかわるものでありまして、「昭和三十三年四月一日」としてありますものを「公布の日」に改め、適用は本年四月一日とする等であります。

続いて、討論省略、採決の結果、三法案は起立多数をもっていずれも修正案の通り修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、特別職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案に対し、前田委員より自、社両党共同の附帯決議案が提出され、全会一致の議決を見たのであります。

次に、これを朗読いたします。

附帯決議
今回の特別職の職員の給与改正に關しては、本日の質疑において明らかにされたごとく、各俸給額に対する官職の格付が極めて不均衡杜撰である。政府はすみやかに特別職職員全般にわたつてその職責の再検討を行い給与の是正措置を講ずべきである。右決議する。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(杉山元治郎君) 六案を一括して採決いたします。六案の委員長の報告はいずれも修正であります。六案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(杉山元治郎君) 起立多数。よつて、六案とも委員長報告の通り決しました。

○副議長(杉山元治郎君) 起立多数。よつて、六案とも委員長報告の通り決しました。

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、議院運営委員長提出、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、議院運営委員長提出、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

賞及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。議院運営委員長理事長谷川四郎君。

提出者 議院運営委員長 山村新治郎
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
昭和三十三年四月十日

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

第一条を次のように改める。
第一条 各議院の議長は内閣総理大臣の俸給月額に、副議長は國務大臣の俸給月額に、議員は政務次官の俸給月額に相当する金額を、それぞれ歳費月額として受ける。

第二項を次のように改める。
2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において同項に規定する者が受けるべき歳費月額に、特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第十二条の次に次の一条を加える。
第十二条之二 議長、副議長及び議員が公務上死亡したときは、前条の規定による弔慰金のほか、歳費月額三分分に相当する金額を特別弔慰金としてその遺族に支給する。

(国会における各会派に対する立法事務費の交付に關する法律の一部改正)

第一条 国会における各会派に対する立法事務費の交付に關する法律の一部改正

第一条 国会における各会派に対する立法事務費の交付に關する法律の一部改正

第一条 国会における各会派に対する立法事務費の交付に關する法律の一部改正

る立法事務費の交付に關する法律(昭和二十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
第三条中「二万円」を「三万円」に改める。

(国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正)
第三条 国会議員の秘書の給料等に關する法律(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。
第一条中「二万三千三百円」を「二万三千三百円」に改める。
第二条中「二百円」を「三百円」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。
(期末手当の特例)
第五条之二 六月十六日から十一月三十日までの間又は十二月十六日から五月三十一日までの間に、議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたときは、その満限に達した日又は解散の日又は衆議院が解散されたときは、六月十六日又は十二月十六日からそれぞれその満限に達した日又は解散の日までの期間におけるその者の在職期間に應じて第三条第二項の規定により算出した金額を、期末手当として受ける。

第一条 国会における各会派に対する立法事務費の交付に關する法律の一部改正

第一条 国会における各会派に対する立法事務費の交付に關する法律の一部改正

第一条 国会における各会派に対する立法事務費の交付に關する法律の一部改正

第一条 国会における各会派に対する立法事務費の交付に關する法律の一部改正

昭和三十三年四月十七日 衆議院會議録第三十一号 議長の報告

- 2 前項の規定により期末手当を受けた者で、議員の任期満了による選挙がその任期の終る日の前に行われた場合において国会議員の秘書として引き続き在職するものが、第三条に規定する期末手当を受けることとなるときは、その者の受ける期末手当の額は、同条の規定による期末手当の額から前項の規定により受けた期末手当の額を差し引いた額とする。
- 3 第一項の規定により期末手当を受けた者で、再び国会議員の秘書となつたもの(前項に規定する引き続き在職するものを除く)が、第三条に規定する期末手当を受けることとなるときは、その者の在職期間には、第一項に規定する在職期間は、これを算入しない。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。
- 2 議長及び副議長の歳費月額は、改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第一条の規定にかかわらず、特別職の議員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二号)中の特別職の議員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二号)別表第一の改正規定中内閣総理大臣及び国務大臣に係る部分が施行されるまでの間は、議長にあつては十五万円、副議長にあつては十一万円とする。
- 3 議長、副議長及び議員が昭和三十三年四月一日以後の分として既に支給を受けた歳費は、改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律による歳費の内払とみなす。
- 4 国会における各会派に対し昭和三十三年四月一日以後の分として既に交付した立法事務費は、改正後の国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律による立法事務費の内払とみなす。
- 5 国会議員の秘書が昭和三十三年四月一日以後の分として既に支給を受けた給料は、改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律による給料の内払とみなす。

理由

特別職の議員の給与改訂に伴い国会議員の歳費の定額を改訂し、公務上死亡した議員の遺族に対し特別弔慰金支給の制度を設け、また、国会の各会派に対する立法事務費の定額を改訂し、かつ、一般職の議員との権衡上議員秘書の給料を是正する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、二億千八百六十六万七千円である。

〔長谷川四郎君登壇〕

○長谷川四郎君 たいだいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について御説明いたします。

まず、第一の、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正は、今回内閣総理大臣等特別職の議員の給与改訂に対応して、この際規定を整備し、議長は内閣総理大臣、副議長は国務大臣、議員は各省政務次官の俸給月額にそれぞれ相当する額を歳費月額として受けるよう改正し、期末手当についても同様、これら特別職の職員に例にならうことといたしました。

第二に、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部改正は、二大政党下における立法事務の激増の現状にかんがみ、その月額一万円を二万円に改訂しようとするものであります。

第三の、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正は、昨年実施された一般職の議員の給与調整との均衡上、議員秘書の給料二万三千百円を二万三千三百円に是正するとともに、その滞在雑費二百円を三百円に改め、かつ、この際秘書の期末手当についての特例規定を設けました。すなわち、議員の秘書は、みずからの意思によらず、議員の任期満了または衆議院の解散によりその地位を失うという特殊な身分関係にありますので、議員の任期が満了に達し、または衆議院が解散されたときは、その日に在職する秘書に対して、その者の在職期間に応じて期末手当を受けるといたしました。ただ、これらの者がその後再び引き続き議員の秘書となり、六月十五日または十二月十五日に再び期末手当を受けの際において、前に受けた期末手当と重複して受けることのないよう必要な規定を置きました。この際、議員の秘書にして任期満了または解散により退職することになる者にも期末手当支給の道を開くことといたしました。

す、議員の任期満了または衆議院の解散によりその地位を失うという特殊な身分関係にありますので、議員の任期が満了に達し、または衆議院が解散されたときは、その日に在職する秘書に対して、その者の在職期間に応じて期末手当を受けるといたしました。ただ、これらの者がその後再び引き続き議員の秘書となり、六月十五日または十二月十五日に再び期末手当を受けの際において、前に受けた期末手当と重複して受けることのないよう必要な規定を置きました。この際、議員の秘書にして任期満了または解散により退職することになる者にも期末手当支給の道を開くことといたしました。

これは、いずれも四月一日より適用することとし、これに伴う必要な経過規定を設けてあります。

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○副議長(杉山元治郎君) 本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十八分散会

出席國務大臣

法務大臣 唐澤 俊樹君
出席政府委員 内閣官房長官 愛知 揆一君
人事院事務総局長 瀧本 忠男君
総理府総務長官 今松 治郎君
行政管理局長官 神原 亨君
防衛政務次官 小山 長規君
大蔵政務次官 坊 秀男君
文部政務次官 白井 莊一君
通商産業政務次官 白濱 仁吉君
運輸政務次官 木村 俊夫君

朗讀を省略した報告

○朗讀を省略した報告 (法律公布案上及び通知)

一、去る十五日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
皇室経済法施行法の一部を改正する法律
中央卸売市場法の一部を改正する法律
(通知書受領)

一、昨十六日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
郵便為替法の一部を改正する法律
漁業制度調査会設置法
工業用水道事業法
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律
あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律

台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法

国会法等の一部を改正する法律
国会議員互助年金法

(理事補欠選任)

一、去る十五日大蔵委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 田中 彰治君(理事藤枝泉介君去る十四日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)
一、去る十五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 森本 靖君
地方行政委員 川島正次郎君 平野 三郎君
法務委員 井手 以誠君 北山 愛郎君
大蔵委員 井出一太郎君 小西 寅松君
高瀬 傳君 平野 三郎君
淡谷 悠蔵君 石村 英雄君
木原津興志君 池田 清志君
大倉 三郎君 川島正次郎君
堀川 恭平君 猪俣 浩三君
社会労働委員 受田 新吉君 石村 英雄君
農工委員 大倉 三郎君 高瀬 傳君
古屋 貞雄君
建設委員 池田 清志君 堀川 恭平君

井出一太郎君 小西 寅松君
一、昨十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 小金 義照君 足立 篤郎君
法務委員 権名 隆君 三木 武夫君
高瀬 傳君 堀川 恭平君
大蔵委員 足立 篤郎君 有馬 英治君
井出一太郎君 遠藤 三郎君
小西 寅松君 夏堀源三郎君
平野 三郎君 前田房之助君
森 清君 山手 満男君
山本 勝市君 吉田 賢一君
池田 清志君 小川 半次君
小泉 純也君 小金 義照君
権名 隆君 南條 徳男君
濱地 文平君 松浦周太郎君
松澤 雄蔵君 松野 頼三君
横井 太郎君 小牧 次生君
文教委員 猪俣 浩三君
福田 昌子君
社会労働委員 松浦周太郎君 遠藤 三郎君
農林水産委員 松野 頼三君 平野 三郎君
農工委員 横井 太郎君 森 清君
運輸委員 小泉 純也君 夏堀源三郎君
通信委員 権名 隆君 南條 徳男君

濱地 文平君 小西 寅松君
前田房之助君 山手 満男君
建設委員 堀川 恭平君 三木 武夫君
予算委員 平田 ヒデ君
議院運営委員 藤枝 泉介君
(常任委員補欠選任)
一、去る十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 木原津興志君
地方行政委員 平野 三郎君 川島正次郎君
法務委員 武藤運十郎君 猪俣 浩三君
大蔵委員 池田 清志君 堀川 恭平君
大倉 三郎君 川島正次郎君
田万 廣文君 猪俣 浩三君
神田 大作君 井出一太郎君
高瀬 傳君 平野 三郎君
小西 寅松君 石村 英雄君
社会労働委員 石村 英雄君 古屋 貞雄君
農工委員 高瀬 傳君 大倉 三郎君
多賀谷貞徳君
建設委員 井出一太郎君 小西 寅松君
池田 清志君 堀川 恭平君

法務委員 高瀬 傳君 堀川 恭平君
権名 隆君 三木 武夫君
大蔵委員 小金 義照君 池田 清志君
南條 徳男君 小泉 純也君
松野 頼三君 権名 隆君
横井 太郎君 濱地 文平君
松澤 雄蔵君 竹谷源太郎君
小川 半次君 有馬 英治君
夏堀源三郎君 足立 篤郎君
前田房之助君 小西 寅松君
山手 満男君 遠藤 三郎君
山本 勝市君 平野 三郎君
森 清君

文教委員 野原 覺君 櫻井 奎夫君
平田 ヒデ君
社会労働委員 遠藤 三郎君
農林水産委員 松浦周太郎君
平野 三郎君 松野 頼三君
農工委員 森 清君 横井 太郎君
運輸委員 夏堀源三郎君 小泉 純也君
通信委員 前田房之助君 小西 寅松君
山手 満男君 南條 徳男君
権名 隆君 濱地 文平君
建設委員 三木 武夫君 堀川 恭平君

予算委員 福田 昌子君
議院運営委員 井出一太郎君
(特別委員辞任)
一、去る十五日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員 加藤 精三君 菅 太郎君
加藤 良三君 森 清君
大森 玉木君 吉川 久衛君
笹本 一雄君 龜山 孝一君
加藤 精三君 森 清君
菅 太郎君 牧野 良三君

(議案提出)
一、昨十六日議員から提出した議案は次の通りである。

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(渡海元三郎君外五名提出)

一、昨十六日内閣から提出し議案は次の通りである。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案
地方鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案

昭和三十三年四月十七日 衆議院會議録第三十一号 議長の報告

(議案要領)

一、昨十六日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。
外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、昨十六日委員会に付託された議案は次の通りである。
外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)(参議院送付)
大蔵委員会 付託

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(渡海元三郎君外五名提出、衆法第二二二号)
文教委員会 付託
地方鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五九号)
運輸委員会 付託

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五八号)
科学技術振興対策特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
刑法の一部を改正する法律案
刑事訴訟法の一部を改正する法律案
証人等の被害についての給付に関する法律案

電話加入権質に関する臨時特例法案
公職選挙法の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

一、昨十六日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(渡海元三郎君外五名提出)
(議案回付)

一、去る十五日参議院送付の次の内閣提出案を参議院に回付した。
郵便為替法の一部を改正する法律案(議案通知)
一、去る十五日次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。
皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

一、去る十五日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
中央卸売市場法の一部を改正する法律案
(議案通知書受領)
一、昨十六日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案

台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法案
国会法等の一部を改正する法律案
国会議員互助年金法案
一、昨十六日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
漁業制度調査会設置法案
工業用水道事業法案
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案
母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十六日参議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。
郵便為替法の一部を改正する法律案(答弁書受領)
一、去る十五日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員山口丈太郎君提出盛運汽船株式会社申請にかかる愛媛県宇和島・高知県宿毛間バス路線の免許に関する質問に対する答弁書

道整復師法等の一部を改正する法律案

一、昨十六日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
漁業制度調査会設置法案
工業用水道事業法案
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案
母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十六日参議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。
郵便為替法の一部を改正する法律案(答弁書受領)
一、去る十五日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員山口丈太郎君提出盛運汽船株式会社申請にかかる愛媛県宇和島・高知県宿毛間バス路線の免許に関する質問に対する答弁書

盛運汽船株式会社の申請にかかる愛媛県宇和島・高知県宿毛間バス路線の免許に関する質問に対する答弁書
右の質問主意書を提出する。
昭和三十三年四月八日
提出者 山口丈太郎
衆議院議長益谷秀次殿

盛運汽船株式会社の申請にかかる愛媛県宇和島・高知県宿毛間バス路線の免許に関する質問に対する答弁書
一、盛運汽船は過去の赤字を新路線にて補てんせんとしていたが、かえつて赤字は増加するのみならず既設営業をも赤字になすもので不当免許であると思ふがいかに。
二 盛運汽船は昭和二十八年十二月十七日付運輸大臣宛左の通り誓約書を出している。免許は誓約違反であり運輸省自らが誓約を無視するものである。かかることは誓約を一時的方便に悪用されているが見解いかん。

盛運汽船株式会社の申請にかかる愛媛県宇和島・高知県宿毛間バス路線の免許に関する質問に対する答弁書

一 昭和三十三年七月六日付自旅第一二六四号をもつて運輸大臣の免許処分を受けている同路線は宇和島自動車株式会社が営業をなし營業を充足しているにもかかわらず右免許を手えたのはいかなる理由によるか。
二 需要充足路線に不当に競争を激化させる免許をなし經營を著しく不安定にすることは公益性を無視するものであり道路運送法第六条第一項に背反するものである。

三 盛運汽船は政府より補助金を交付されている会社であり業績の事実に見ても道路運送法第六条第四号に該当しないものと思ふがいかに。
四 盛運汽船は過去の赤字を新路線にて補てんせんとしていたが、かえつて赤字は増加するのみならず既設営業をも赤字になすもので不当免許であると思ふがいかに。

五 盛運汽船は昭和二十八年十二月十七日付運輸大臣宛左の通り誓約書を出している。免許は誓約違反であり運輸省自らが誓約を無視するものである。かかることは誓約を一時的方便に悪用されているが見解いかん。
一 今後本事業の経営不振その他如何なる理由を問わず又如何なる形式においても、三浦、蔦洲、遊子及び下波の四方村以外の地域に事業擴張致しません。
二 今後自動車運送事業界の一人として、常に他事業者との親善融和に努め、相提携し、相手の立場を尊重し、絶対に不当競争を惹起せざるは勿論、平和にして健全なる業界の発展に努めます。

六 該路線は昭和二十五年二月二十日土佐電鉄株式会社より申請され同二十六年十一月十二日申請却下、訴訟手続き行政訴訟等を経て昭和三十一年四月十日行政訴訟を取下げたものである。
この係争中に盛運汽船は(昭和三十年三月十日付申請)免許申請をなし、土佐電鉄の訴訟取下げの翌日(昭和三十一年四月十一日)公聴会を開催したのはなぜか。

盛運汽船株式会社の申請にかかる愛媛県宇和島・高知県宿毛間バス路線の免許に関する質問に対する答弁書
一、盛運汽船は過去の赤字を新路線にて補てんせんとしていたが、かえつて赤字は増加するのみならず既設営業をも赤字になすもので不当免許であると思ふがいかに。
二 盛運汽船は昭和二十八年十二月十七日付運輸大臣宛左の通り誓約書を出している。免許は誓約違反であり運輸省自らが誓約を無視するものである。かかることは誓約を一時的方便に悪用されているが見解いかん。

約を一時的方便に悪用されているが見解いかん。

一 今後本事業の経営不振その他如何なる理由を問わず又如何なる形式においても、三浦、蔦洲、遊子及び下波の四方村以外の地域に事業擴張致しません。
二 今後自動車運送事業界の一人として、常に他事業者との親善融和に努め、相提携し、相手の立場を尊重し、絶対に不当競争を惹起せざるは勿論、平和にして健全なる業界の発展に努めます。

盛運汽船株式会社
取締役社長 山本 友一
立 会 人 佐藤 榮作
益谷 秀次
關谷 勝利
越智 茂

運輸大臣石井光次郎殿
該路線は昭和二十五年二月二十日土佐電鉄株式会社より申請され同二十六年十一月十二日申請却下、訴訟手続き行政訴訟等を経て昭和三十一年四月十日行政訴訟を取下げたものである。
この係争中に盛運汽船は(昭和三十年三月十日付申請)免許申請をなし、土佐電鉄の訴訟取下げの翌日(昭和三十一年四月十一日)公聴会を開催したのはなぜか。

盛運汽船株式会社の申請にかかる愛媛県宇和島・高知県宿毛間バス路線の免許に関する質問に対する答弁書
一、盛運汽船は過去の赤字を新路線にて補てんせんとしていたが、かえつて赤字は増加するのみならず既設営業をも赤字になすもので不当免許であると思ふがいかに。
二 盛運汽船は昭和二十八年十二月十七日付運輸大臣宛左の通り誓約書を出している。免許は誓約違反であり運輸省自らが誓約を無視するものである。かかることは誓約を一時的方便に悪用されているが見解いかん。

盛運汽船株式会社の申請にかかる愛媛県宇和島・高知県宿毛間バス路線の免許に関する質問に対する答弁書
一、盛運汽船は過去の赤字を新路線にて補てんせんとしていたが、かえつて赤字は増加するのみならず既設営業をも赤字になすもので不当免許であると思ふがいかに。
二 盛運汽船は昭和二十八年十二月十七日付運輸大臣宛左の通り誓約書を出している。免許は誓約違反であり運輸省自らが誓約を無視するものである。かかることは誓約を一時的方便に悪用されているが見解いかん。

七 高松陸運局長名をもつて道路管

理者である宿毛市長に諮問したる
ところ、同市長は道路が狭く不適
当の旨答えているのかかわらず
この道路を通る盛運汽船の申請を
免許したのは不適合ではないか。
右質問する。

昭和三十三年四月十五日

内閣総理大臣 岸 信介

衆議院議長益谷秀次殿

衆議院議員山口丈太郎君提出盛運汽
船株式会社申請にかかる愛媛県宇
和島・高知県宿毛間バス路線の免許
に関する質問に対し、別紙答弁書
を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山口丈太郎君提出盛
運汽船株式会社の申請にかかる
愛媛県宇和島・高知県宿毛間バ
ス路線の免許に関する質問に対
する答弁書

一 当該路線について、なおある程
度供給輸送力を増加する余地があ
るものと認められたので免許した
ものである。

二 当該事案の審査に当つては、特
に不当に競争を激化しないことを
考慮したもので、道路運送法第一
条の事業の適正運営及び公正競争
確保の目的にかなうものとする。

三 盛運汽船株式会社が海上運送事
業について補助金の交付を受けて
いたことは事実であるが、これを

もつて直ちに道路運送法第六條第
一項第四号に適合しないとは考
えられず、審査の結果事業を適格に
遂行するに足る能力を有すると認
めたものである。

四 当該路線の採算性についても十
分検討したうえ免許したものであ
る。

五 当該事案の審査に当つては、誓
約書についても考慮したが、これ
に法律的拘束力があるとは認めら
れず、免許して支障ないものと判
断したものである。

六 土佐電気鉄道株式会社の訴訟取
下げと盛運汽船株式会社の免許に
関する公聴会の開催との間に関連
はない。

七 当該路線の免許は、道路管理上
も不適当なものとは考えられな
い。
なお、免許に際しては、待避所
の設置等につき関係庁と十分打合
せのうえ、運輸を開始するよう措
置したものである。
右答弁する。

昭和三十三年四月十七日 衆議院會議録第三十一号

昭和三十三年三月三十一日第三種郵便物認可

六八六

定価 一部 十五円
(但し原資紙は二十円)
(送料共)

発行所 東京都新宿区市合本村町一五
 大蔵省印刷局
 電話九段三三二一室